

院内感染に関する取り組みについて

1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、全職員で感染対策に取り組み、患者は勿論のこと、職員、訪問者等、当院に関わるすべての人々に感染症の危険を及ぼさない安全な医療を実践することに努めます。

2) 院内感染対策のための委員会・組織に関する基本的な事項

当院における院内感染対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い院内感染対策に関する事項を検討します。

また、感染制御チーム（ICT）を感染管理部下に設置し、感染対策の実務を担います。

3) 院内関連組織との相互役割分担及び連携に関する基本事項

感染対策業務は、非常に広範囲にわたるため、関連する院内の他部署・他委員会と密接に連携を取り、円滑な感染対策につなげます。

4) 院内感染対策のために医療従事者に対して行われる研修に関する基本方針

院内感染対策委員会で決議された対策が、適切に遵守され実施されるために、職員に対する院内感染対策のための研修を通じて対策の周知徹底・行動変容を図るとともに、個々の職員の院内感染対策に対する意識を高めます。

5) 感染症の発生状況の把握・分析・報告に関する基本方針

法令で定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染管理部で検討及び各部署へのフィードバックを実施します。

6) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生又は疑われる場合は、感染管理部が速やかに対応します。必要に応じて通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と連携し対応します。

7) 感染対策に関する問い合わせの基本方針

患者および患者家族の皆様から、感染対策上のお問い合わせ等がある場合には、感染管理部職員が対応させていただきます。